

(参考2) 連結納税の承認申請等に関する経過措置(法人税法第4条の3、改正法附則第3条関係)

区分 (注1)	連結納税制度を適用する最初の事業年度			承認申請期限		承認があったものとみなされる日
	開始の日	終了の日	中間決算日	経過措置	本則(注2)	経過措置
				連結納税制度を適用する最初の事業年度終了の日の6月前の日 (H14.12.31後となる場合には、同日)	連結納税制度を適用する最初の事業年度開始の日の6月前の日	連結納税制度を適用する最初の事業年度終了の日 (H15.6.30後となる場合には、同日)
A	H14.4.1	~	H15.3.31	H14.9.30	(H13.9.30)	H15.3.31
	H14.5.1	~	H15.4.30	H14.10.31	(H13.10.31)	H15.4.30
	H14.6.1	~	H15.5.31	H14.11.30	(H13.11.30)	H15.5.31
	H14.7.1	~	H15.6.30	H14.12.31	(H13.12.31)	H15.6.30
	H14.8.1	~	H15.7.31	H15.1.31	(H14.1.31)	H15.6.30
	H14.9.1	~	H15.8.31	H15.2.28	(H14.2.28)	H15.6.30
	H14.10.1	~	H15.9.30	H15.3.31	(H14.3.31)	H15.6.30
	H14.11.1	~	H15.10.31	H15.4.30	(H14.4.30)	H15.6.30
	H14.12.1	~	H15.11.30	H15.5.31	(H14.5.31)	H15.6.30
B	H15.1.1	~	H15.12.31	H15.6.30	(H14.6.30)	H15.6.30
	H15.2.1	~	H16.1.31	H15.7.31	(H14.7.31)	H15.6.30
	H15.3.1	~	H16.2.29	H15.8.31	H14.8.31	H15.6.30
	H15.4.1	~	H16.3.31	H15.9.30	H14.9.30	H15.6.30
	H15.5.1	~	H16.4.30	H15.10.31	H14.10.31	H15.6.30
	H15.6.1	~	H16.5.31	H15.11.30	H14.12.31	H14.11.30

(注1) 区分Aにおいては、中間決算日以前に承認があったものとみなされる日が到来しておらず、区分Bにおいては、中間決算日以前に承認があったものとみなされる日が到来している。

(注2) 本則欄の( )表示は、連結納税制度に係る法人税法の施行日を示す。